

資料編



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

大分市では、文化・芸術に対する関心度やニーズ等を把握し、今後の文化・芸術施策等を検討するための基礎資料とすることを目的として、「市民アンケート」、「団体アンケート」、「学生アンケート」を実施しました。

市民アンケート

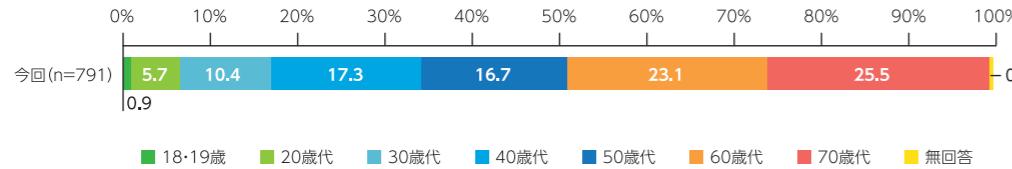
1 調査の概要及び回答者の属性

調査の概要

対象者と抽出方法	住民基本台帳に記載された、大分市に居住する18歳以上の市民3,000人を無作為に選ばせていただきました。	
調査方法	郵送調査法	
調査時期	令和元年12月2日～12月27日	
配布・回収状況	配布数 3,000 回収数 791 回収率 26.6% ※回収率 回収数 ÷ (配布数 - 不明戻数)	

回答者の属性

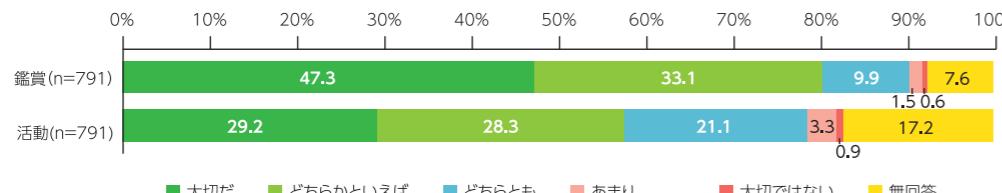
《年齢》



2 文化・芸術の鑑賞、活動について

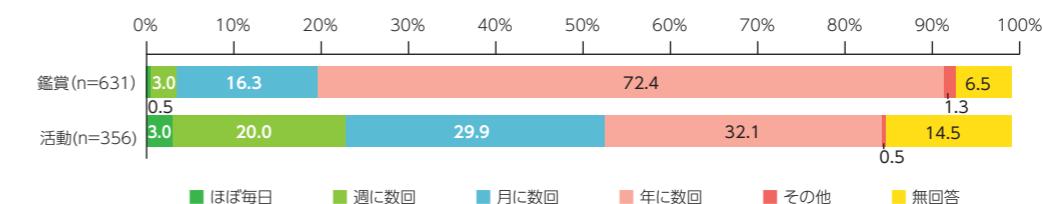
鑑賞、活動の大切さ

大切だとする割合は、鑑賞では80.4%ですが、活動では57.5%と、鑑賞に比べると22.9ポイント少なくなっています。



鑑賞、活動の頻度

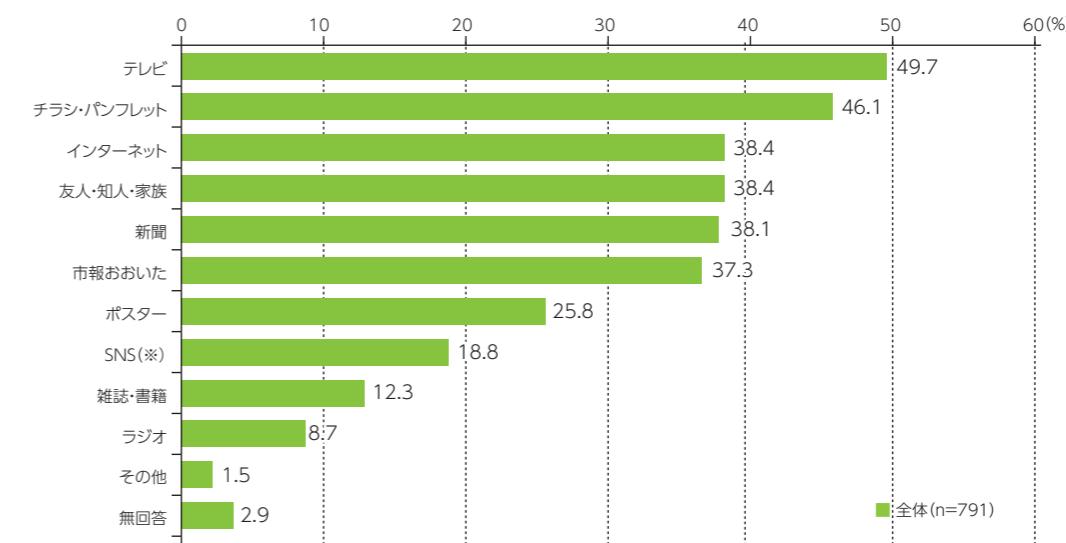
鑑賞の頻度としては、「年に数回」(72.4%)が圧倒的に多くなっていますが、活動では、週に1回以上が約4人に1人(「ほぼ毎日」3.0%+「週に数回」20.0%)おり、これに、「月に数回」(29.9%)を加えた月1回以上活動している割合は52.9%と半数を超えていました。



3 文化・芸術に関する情報について

文化・芸術に関する情報の入手先としては、「テレビ」と「チラシ・パンフレット」が40%で多く、「インターネット」、「友人・知人・家族」、「新聞」、「市報おおいた」が37～38%で並んでいます。

年齢別にみると、40歳代以下では「インターネット」が60%を超えて、トップの入手媒体となっています。また、「SNS」は20歳代以下では51.9%と半数を超え、30歳代で47.6%、40歳代で33.6%と多くなっています。60歳代、70歳代では「新聞」が50%を超え、最も多くなっています。



	サンプル数	テレビ	チラシ・パンフレット	ネット	友人・知人	新聞	市報おおいた	ポスター	SNS(※)	雑誌・書籍	ラジオ	その他	無回答
全 年 齢 別	791	49.7	46.1	38.4	38.4	38.1	37.3	25.8	18.8	12.3	8.7	1.5	2.9
20歳代以下	52	28.8	32.7	61.5	34.6	9.6	13.5	38.5	51.9	11.5	1.9	1.9	—
30歳代	82	62.2	62.2	63.4	40.2	9.8	42.7	37.8	47.6	18.3	2.4	1.2	1.2
40歳代	137	44.5	50.4	60.6	39.4	16.1	33.6	29.9	33.6	10.9	10.9	0.7	1.5
50歳代	132	56.8	47.0	49.2	37.1	37.9	30.3	22.0	16.7	14.4	9.8	3.8	2.3
60歳代	183	51.9	50.8	27.3	36.6	54.6	41.0	21.9	7.1	13.1	12.6	0.5	0.5
70歳代以上	202	46.5	36.1	10.4	40.1	57.4	44.6	21.3	1.0	8.9	6.9	1.5	7.9

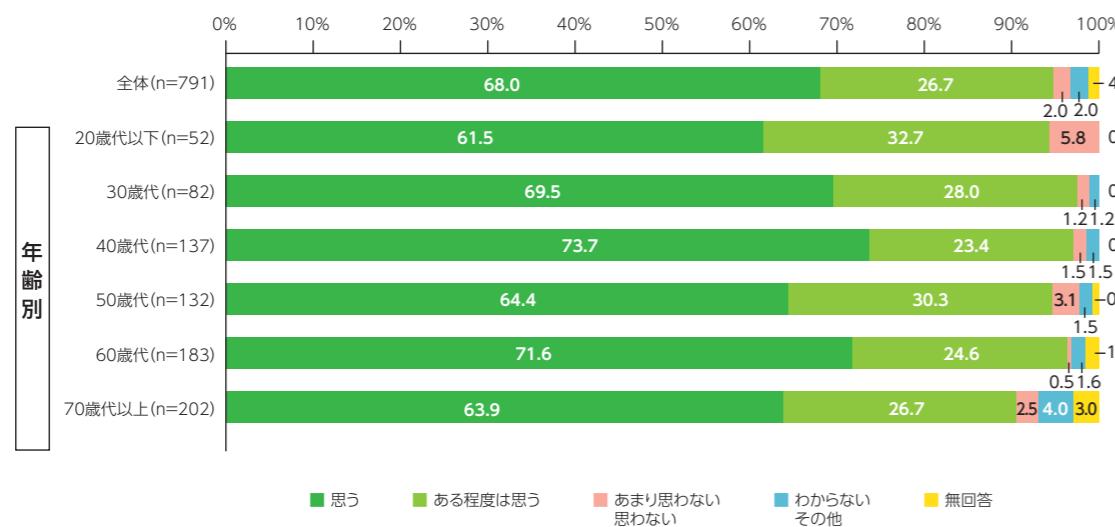
※SNS(フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど)

(注) 太字 全体より5ポイント以上多いもの(「無回答」は除く)

資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

4 子どものころから文化・芸術に触れる機会の必要性

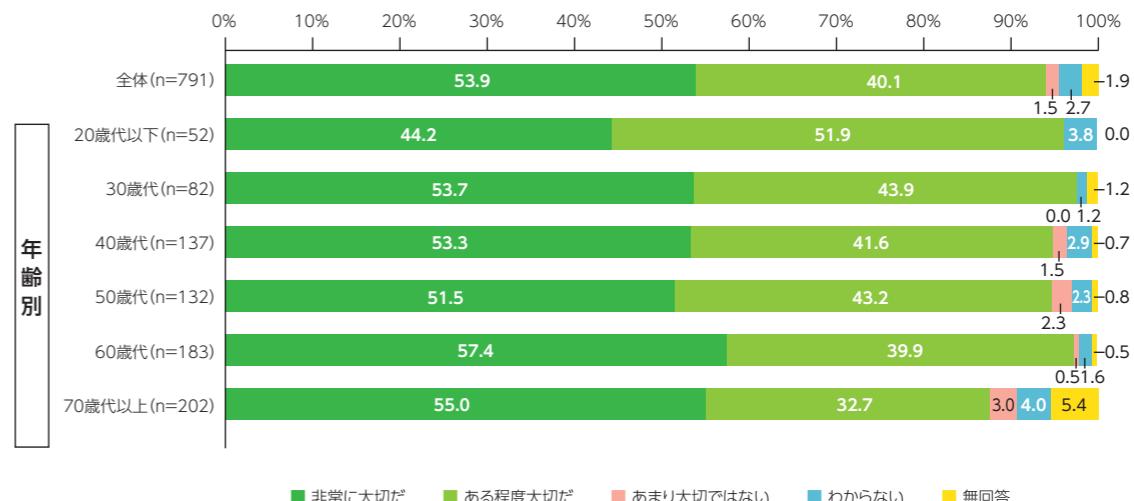
子どものころからの文化・芸術に触れる機会の必要性については、「思う」が68.0%と圧倒的に多く、これに「ある程度思う」(26.7%)を加えると、94.7%が必要と思っています。年齢別にみると、40歳代、60歳代で「思う」が70%を超えていいます。



6 文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）について

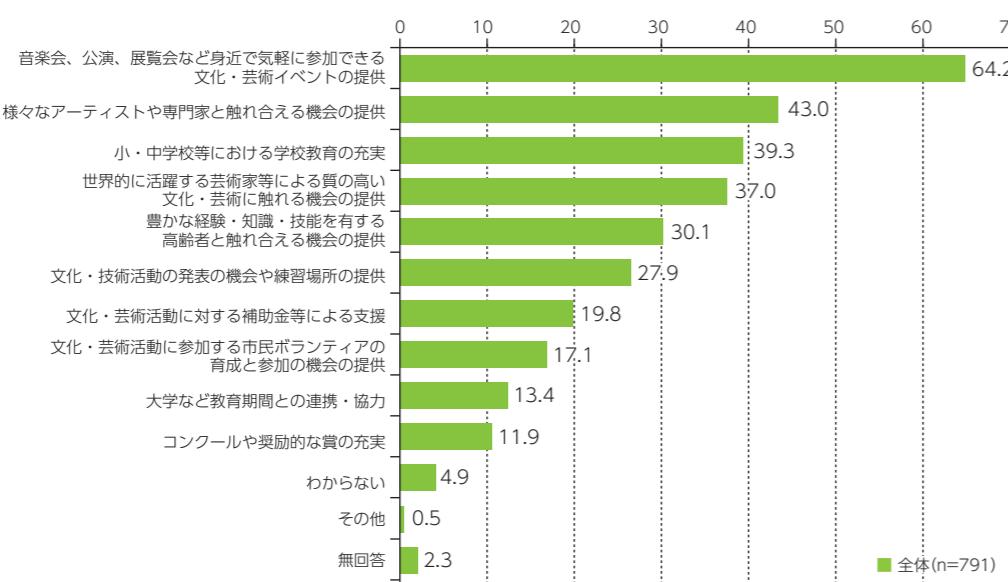
■ 保存・活用していく取組みへの大切さ

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保存して、活用していく取組みについては、「非常に大切だ」が53.9%、「ある程度大切だ」が40.1%、合計すると94.0%が大切であると思っています。



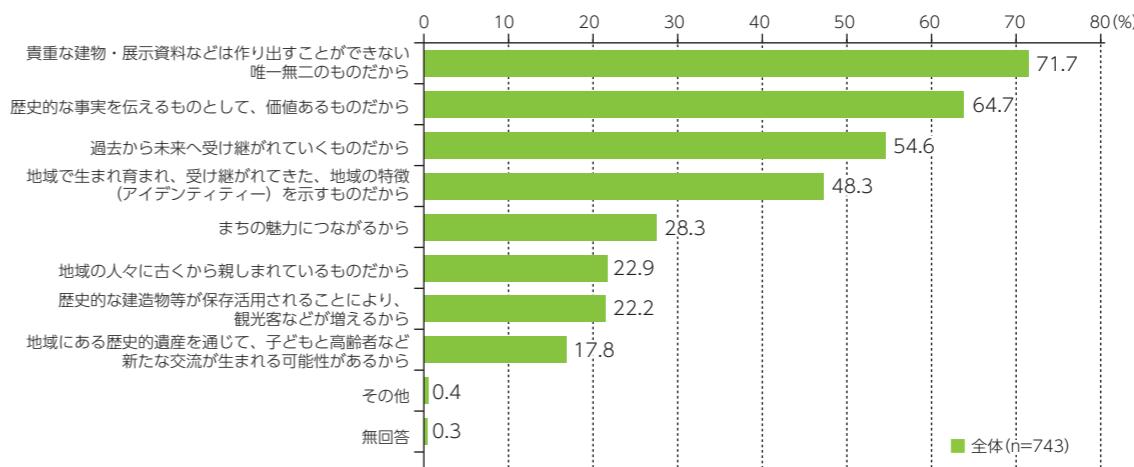
5 次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援に必要なこと

子どもに限らない、次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援としては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの提供」が特に多くなっています。



■ 保存・活用することが大切だと思う理由

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保存・活用することが大切だと思う理由としては、「貴重な建物・展示資料などは作り出すことができない唯一無二のものだから」が最も多く、次いで「歴史的な事実を伝えるものとして、価値あるものだから」、「過去から未来へ受け継がれていくものだから」となっています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

7 大分市の文化・芸術施策について

■ 文化・芸術施策に関する重要度・満足度

集計結果にスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出し、22の施策を4つのグループに分類しました。なお、この分類は、相対的なものであり、平均点に近くなるほど隣接する領域の要素も含まれてくるため施策の方向性を明確に位置付けるものではありません。

① 早期改善項目

満足度は低いが、重要度が高いもので、早期の改善が望まれるものと言えます。

② 随時改善項目

満足度と重要度が共に高いもので、必要に応じて改善を図りながら、維持が望まれるものと言えます。

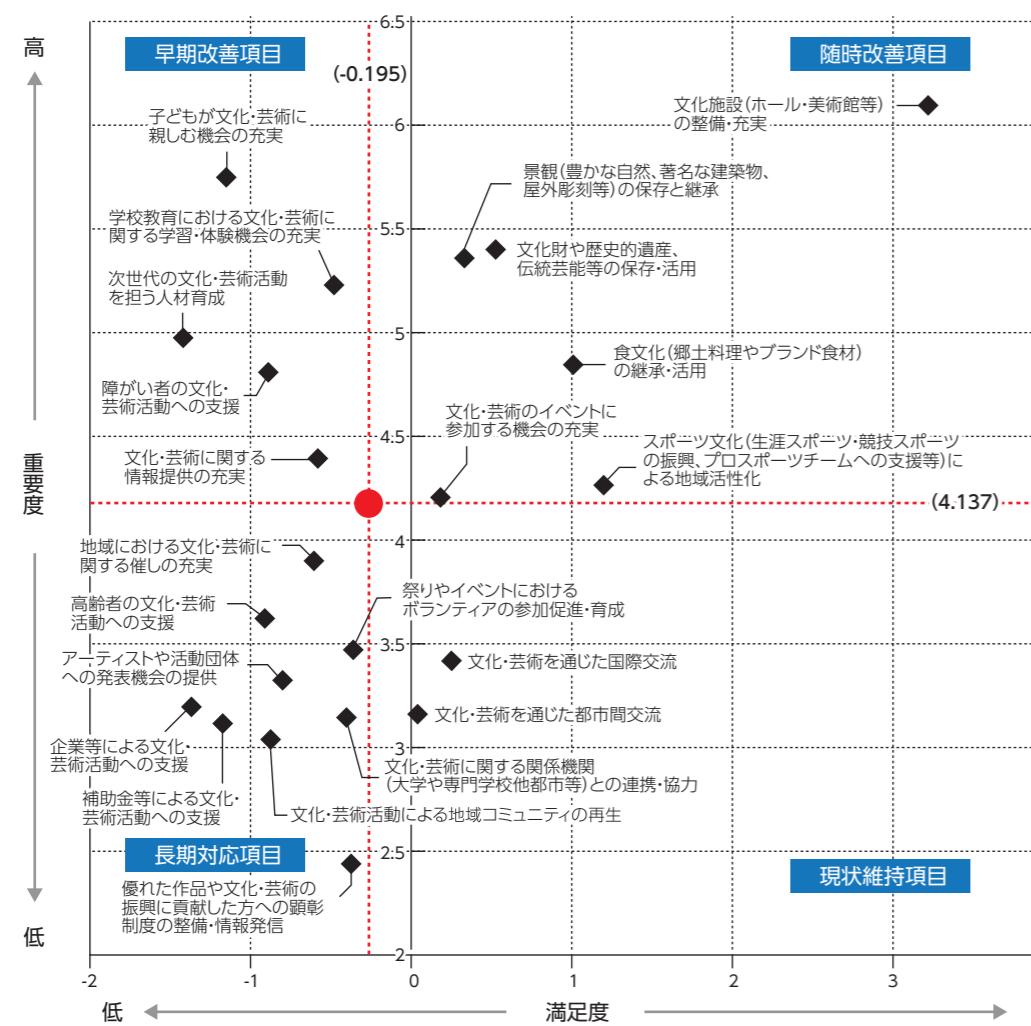
③ 現状維持項目

満足度が高く、重要度が低いもので、推移をみながら維持が望まれるものと言えます。

④ 長期対応項目

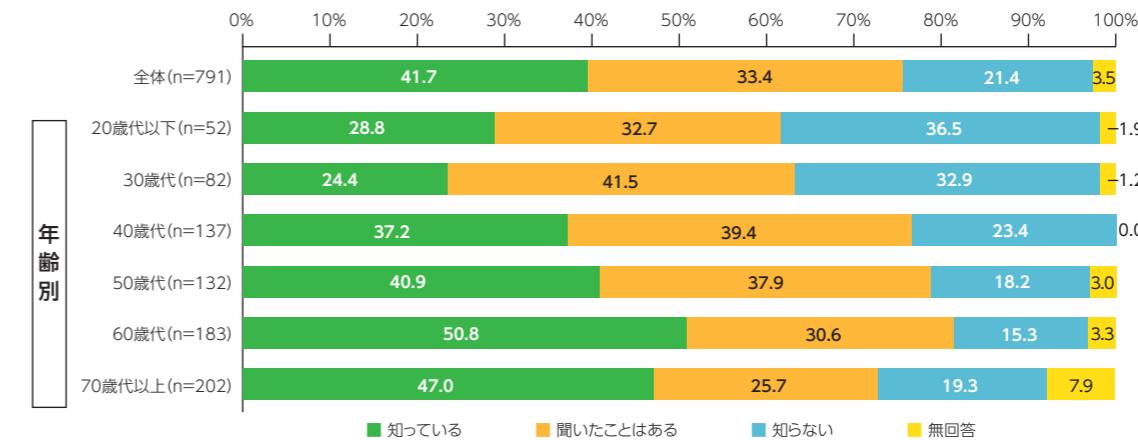
満足度と重要度が共に低いもので、推移をみながら改善が望まれるものと言えます。

■ 満足度・重要度の平均スコアによる散布 ■

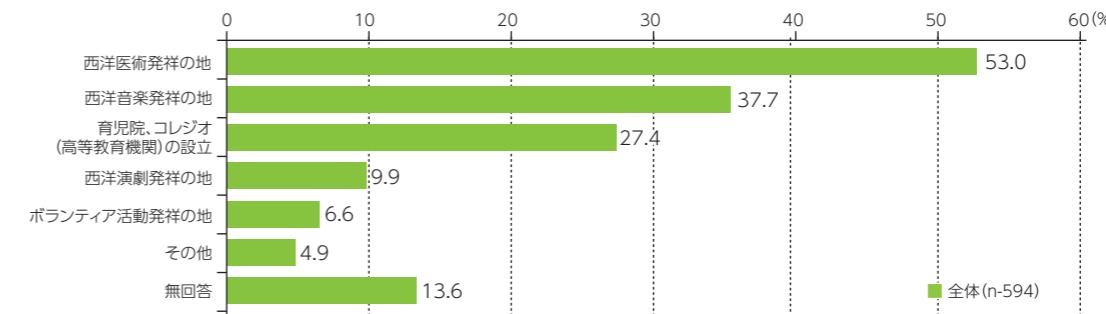


■ 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、「知っている」が41.7%、「聞いたことはある」が33.4%、合計すると知っている割合（認知率）は75.1%となっています。年齢別にみると、認知率は、20歳代以下で61.5%と最も少なく、30歳代で65.9%、40歳代で76.6%、50歳代で78.8%、60歳代で81.4%と、年齢が高くなるほど多くなり、70歳以上では72.7%となっています。

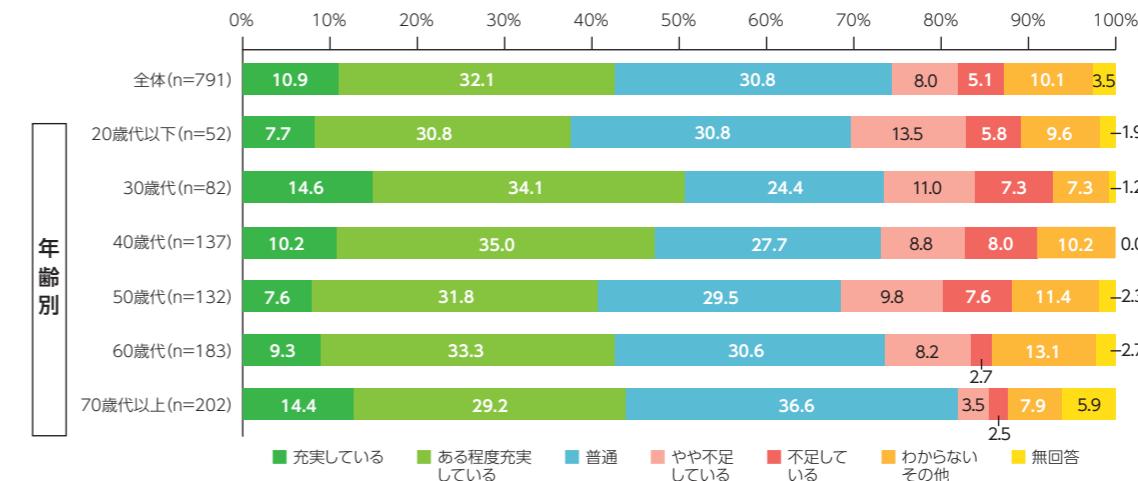


大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることに関して、聞いたことがあるものとしては、「西洋医学発祥の地」をはじめとして、「西洋音楽発祥の地」、「育児院、コレジオ（高等教育機関）の設立」などが多くなっています。



■ 文化施設の充実状況

大分市内の文化施設（公設、民間問わず）は充実していると思うかどうかをみると、「充実している」が10.9%、「ある程度充実している」が32.1%、合計すると、充実していると思っている割合は43.0%となっています。

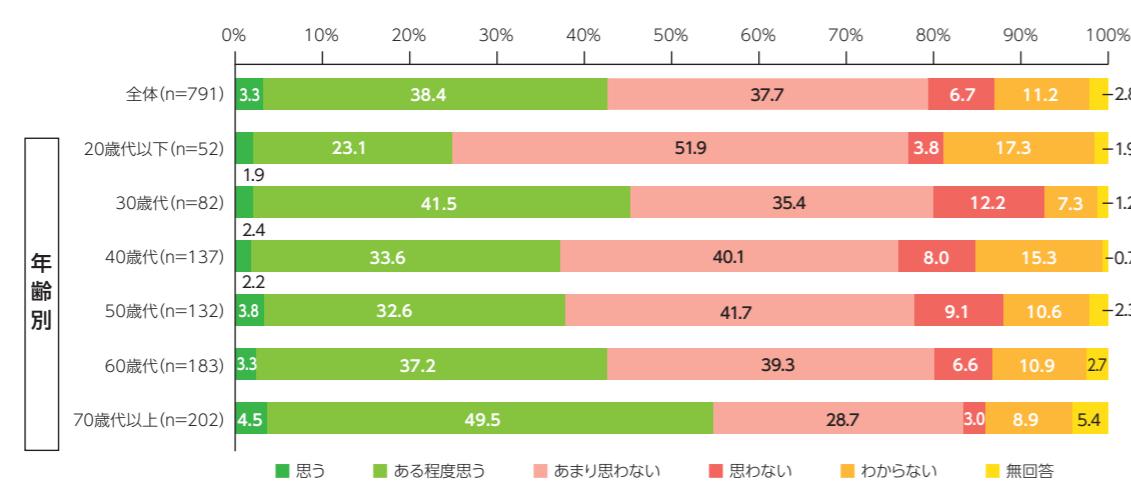


資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

■ 文化・芸術が盛んなまちという意識

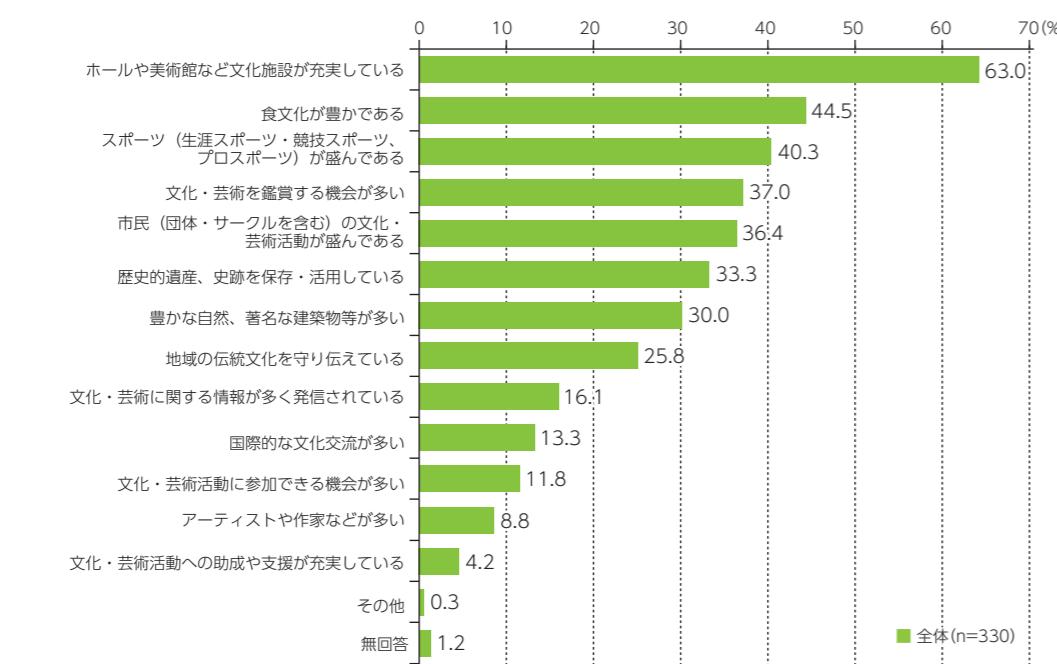
大分市が文化・芸術が盛んなまちと思っているかどうかをみると、「思う」が3.3%、「ある程度思う」が38.4%、合計すると思う割合は41.7%となっています。

一方、思わない割合は44.4%（「あまり思わない」37.7%+「思わない」6.7%）となっており、思う割合より2.7ポイント多くなっています。



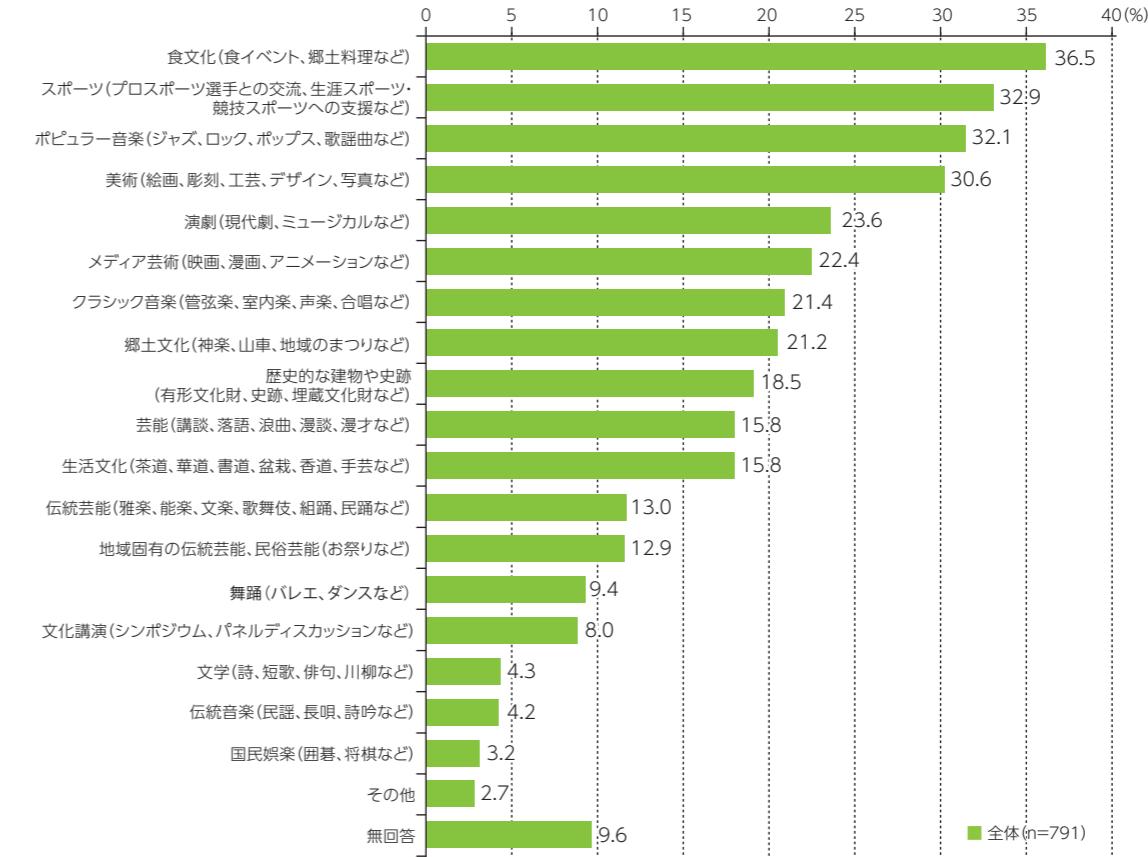
■ 文化・芸術が盛んなまちであると感じるところ

大分市の文化・芸術が盛んなまちであると感じるところとしては、「ホールや美術館など文化施設が充実している」が最も多くなっています。



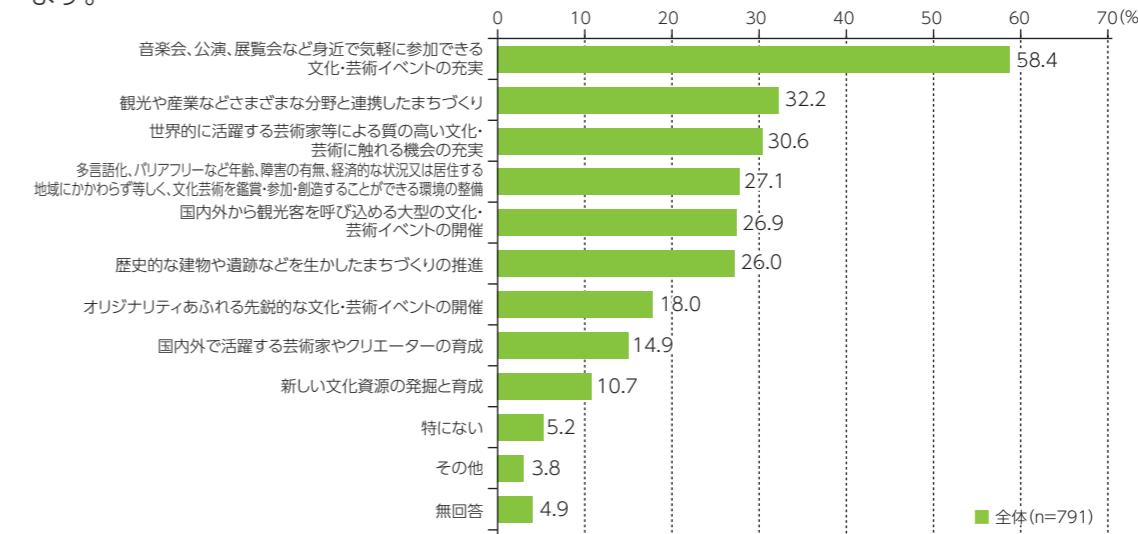
■ 文化・芸術施策で充実させてほしい分野

大分市の文化・芸術施策で充実させてほしい分野としては、「食文化（食イベント、郷土料理など）」をはじめとして、「スポーツ（プロスポーツ選手との交流、生涯スポーツ・競技スポーツへの支援など）」、「ポピュラー音楽（ジャズ、ロック、ポップス、歌謡曲など）」、「美術（絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真など）」が多くあげられています。



■ 文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこと

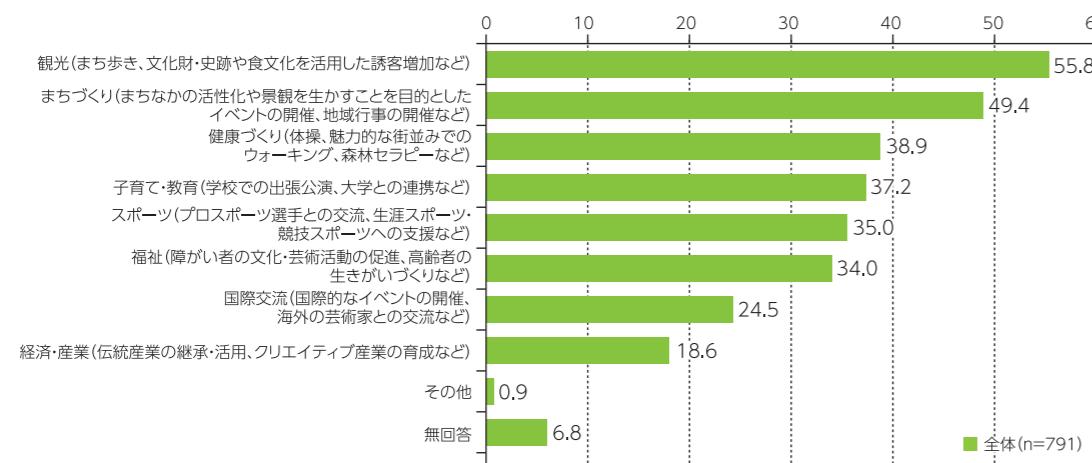
市民の文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこととしては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの充実」が半数を超えて最も多くなっています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

■ 文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野

文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野としては、「観光（まち歩き、文化財・史跡や食文化を活用した誘客増加など）」が最も多く、次いで「まちづくり（まちなかの活性化や景観を生かすことを目的としたイベントの開催、地域行事の開催など）」となっています。



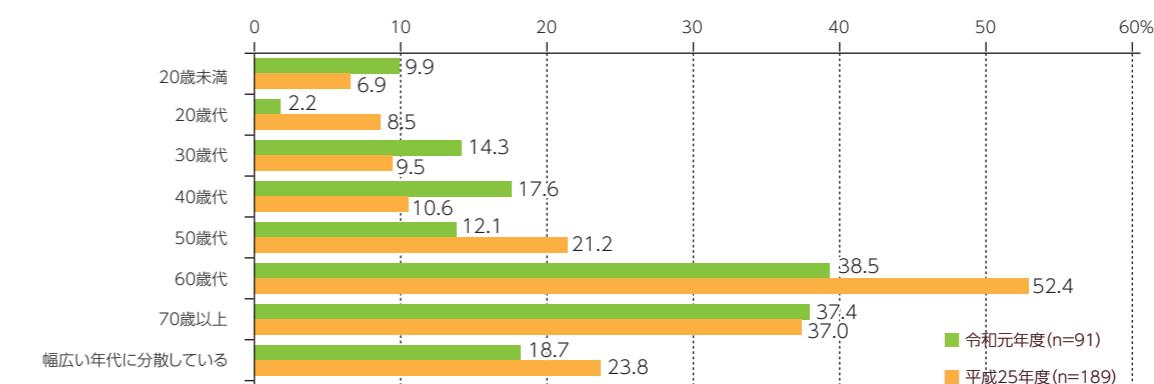
団体アンケート

1 調査の概要

対象者	①NPO法人 大分県芸術文化振興会議会員（大分県文化年鑑平成30年度）の内、大分市を主な活動の拠点とする125団体 ②文化施設（J:COM ホルトホール大分、コンパルホール、平和市民公園能楽堂、アートプラザ）の利用団体 ③地区公民館（中央公民館を除く12館）の利用団体
調査方法	郵送調査法及び窓口配布
調査時期	令和元年12月2日～12月27日
配布・回収状況	配布数 245 回収数 91 回収率 41.6% ※回収率 = 回収数 ÷ (配布数 - 不明戻数)

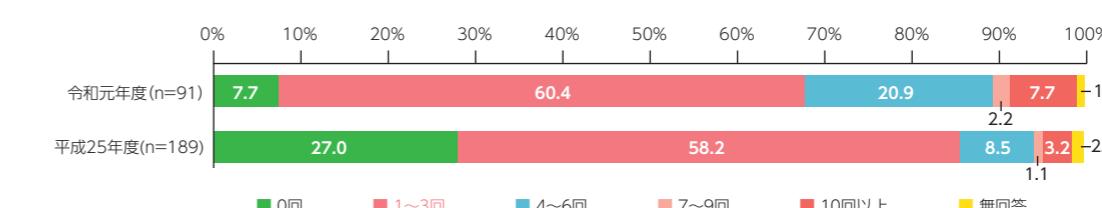
2 構成メンバーのうち多い年代

団体の構成メンバーの年齢構成をみると、平成25年度調査、今回の調査ともに「60歳代」が最も多く、次いで「70歳代以上」となっています。



3 活動成果を発表する機会

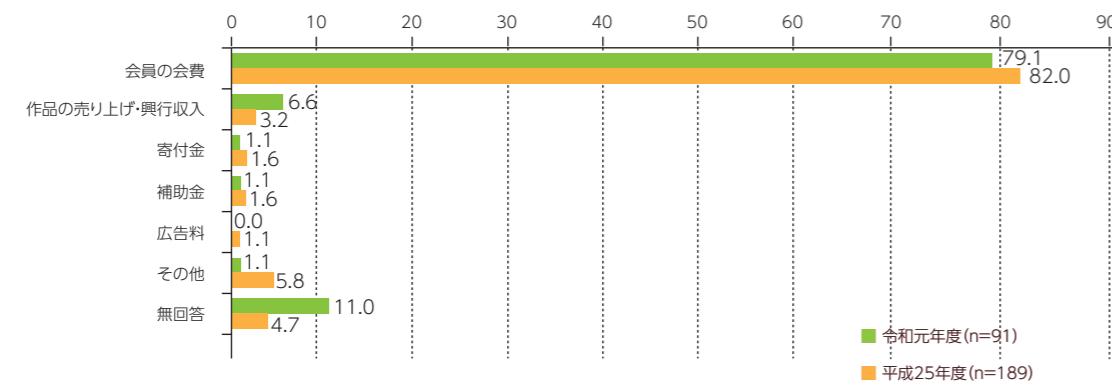
活動の成果を市民等に発表する機会としては、平成25年度調査の時よりも「0回」が減り、あとは軒並み増えています。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

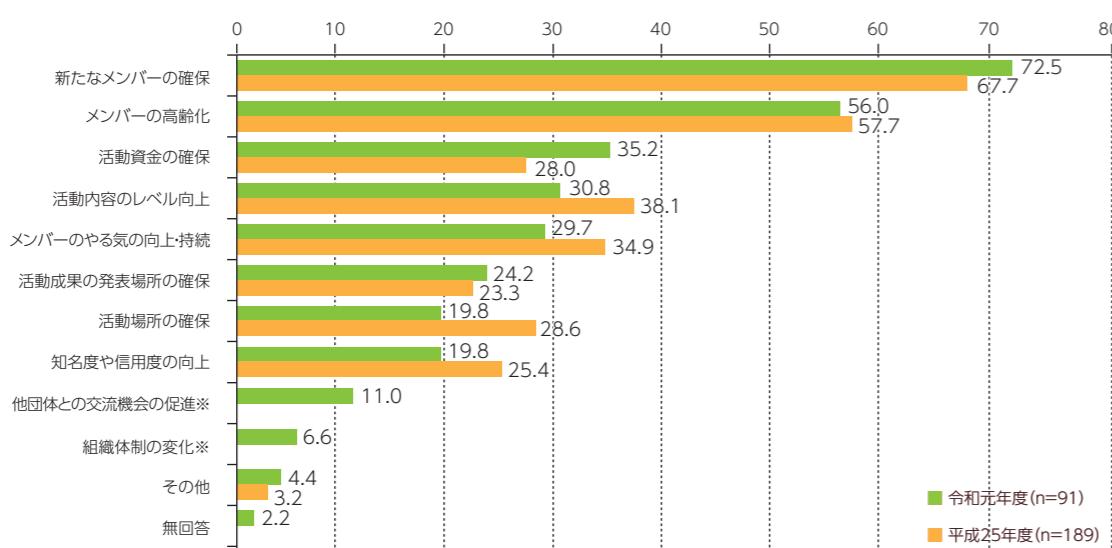
4 活動費の原資

団体の活動の原資としては、平成25年度調査、今回調査ともに「会員の会費」が最も多くなっています。



5 活動を行うにあたっての課題

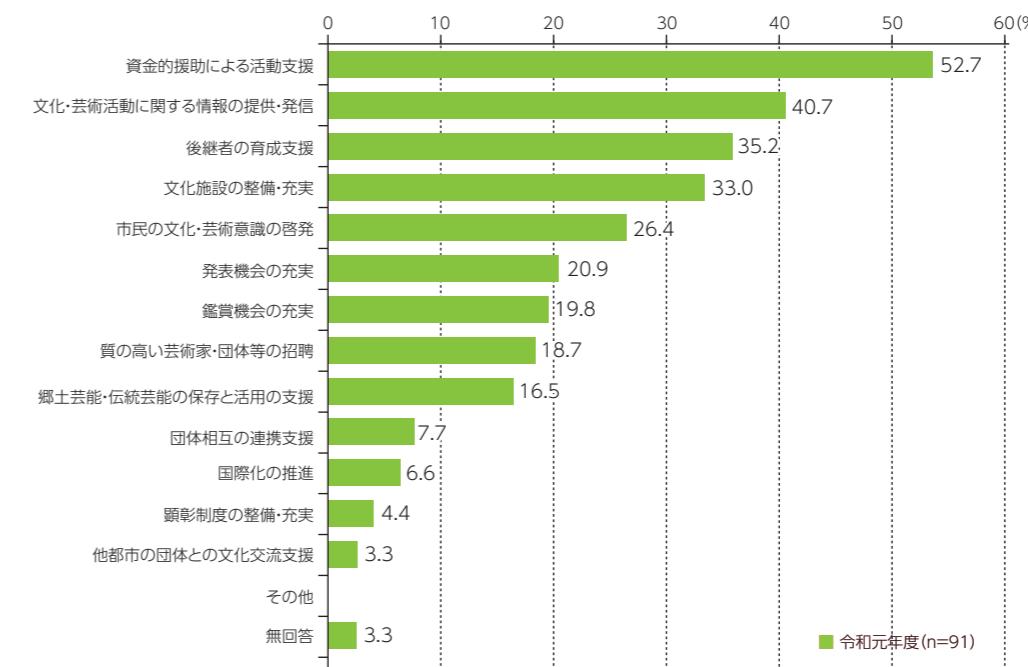
活動するにあたっての課題としては、平成25年度調査、今回の調査ともに「新たなメンバーの確保」が最も多く、次いで「メンバーの高齢化」となっています。



(注)※印の選択肢は平成25年調査では提示していない。

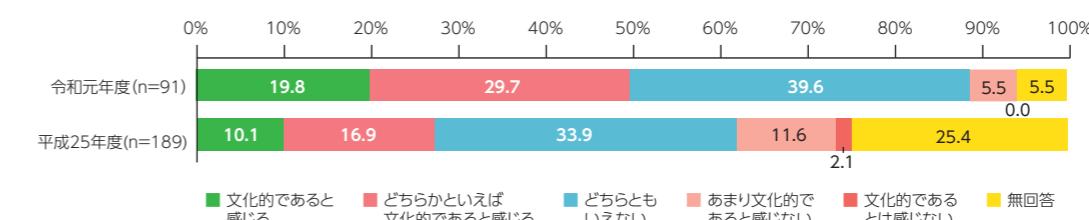
6 団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるもの

団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるものとしては、資金援助が最も多く、次いで情報の提供・発信、後継者の育成支援、文化施設の整備・充実となっています。



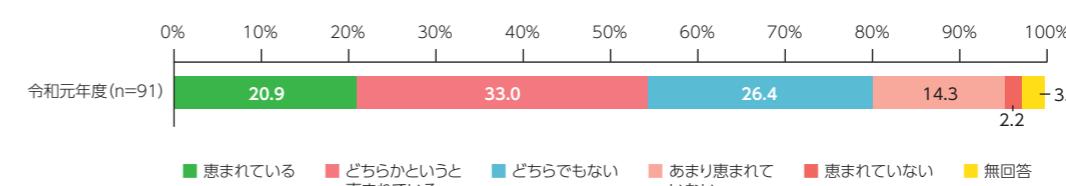
7 大分市が「文化的なまち」であるという意識

大分市が「文化的なまち」であるという意識は、平成25年度調査より大幅に増えています。



8 大分市の文化・芸術の発表の機会

文化・芸術の発表の機会に恵まれているという意識が半数を超えていました。



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

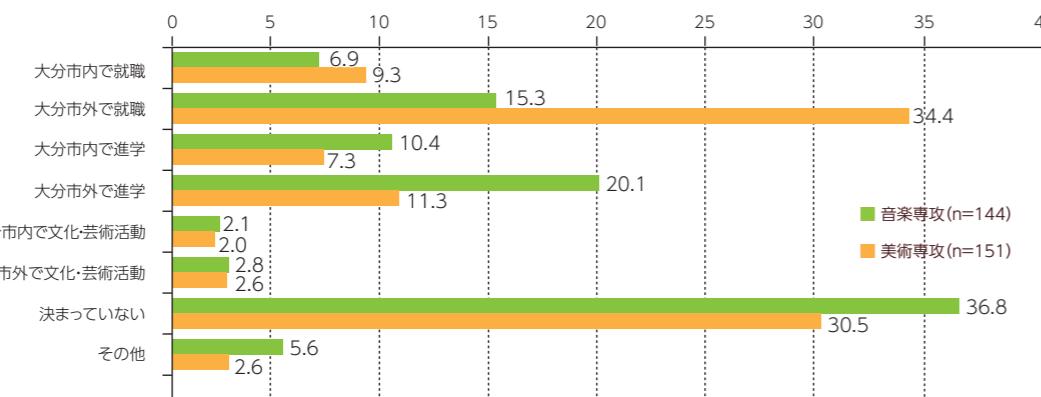
学生アンケート

1 調査の概要

	一般学生	専門学校	留学生
対象者	国立大学法人 大分大学(経済学部)	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 (美術科・音楽科)	①国立大学法人 大分大学 ②学校法人文理学園 日本文理大学 ③公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学
調査方法	大学へ持ち込み配布	大学へ持ち込み配布 (インターネット申請併用)	大学へ持ち込み配布
調査時期	令和元年11月	令和元年11月~12月	令和元年11月~12月
配布・回収状況	配布数 244 回収数 139 回収率 57.0%	配布数 460 回収数 295 回収率 64.1%	配布数 143 回収数 138 回収率 96.5%

2 希望する進路

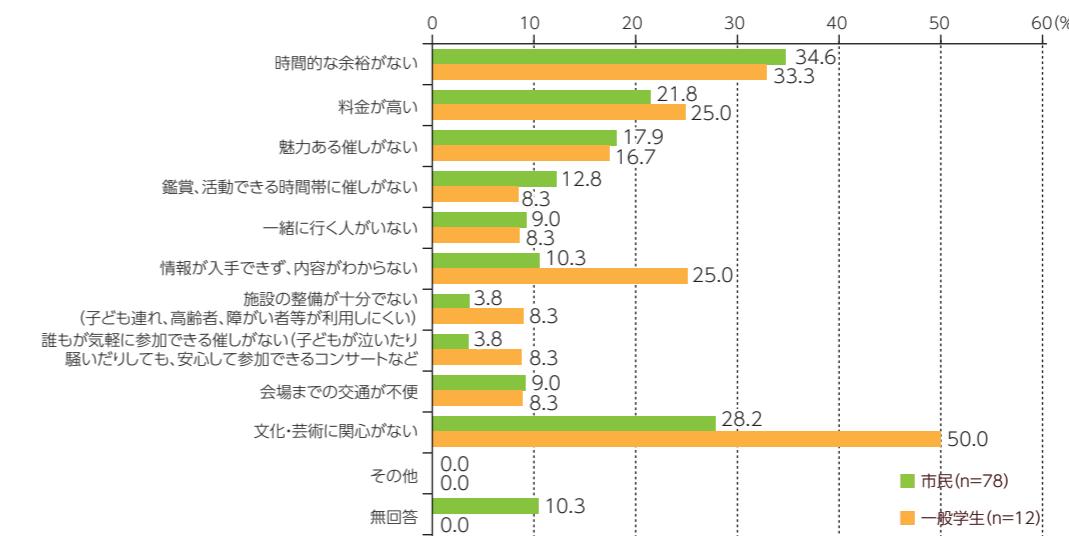
専門学生の今後の進路としては、大分市内よりも市外で就職や進学を希望する学生が多くなっています。



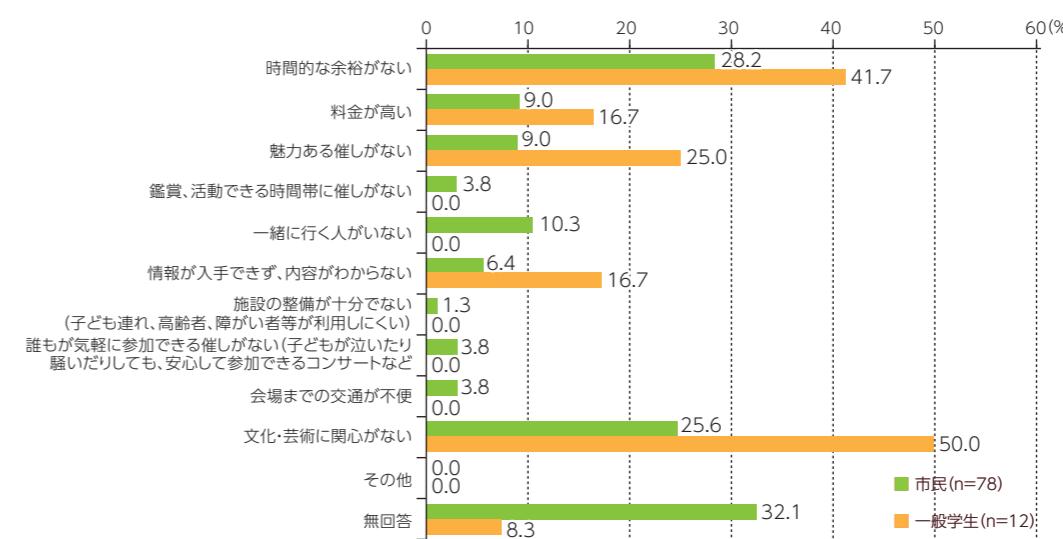
3 鑑賞も活動もしない理由

鑑賞も活動もしない理由としては、一般学生では、「文化・芸術に関心がない」が最も多く、市民アンケートとは異なる傾向を示しています。

《鑑賞》



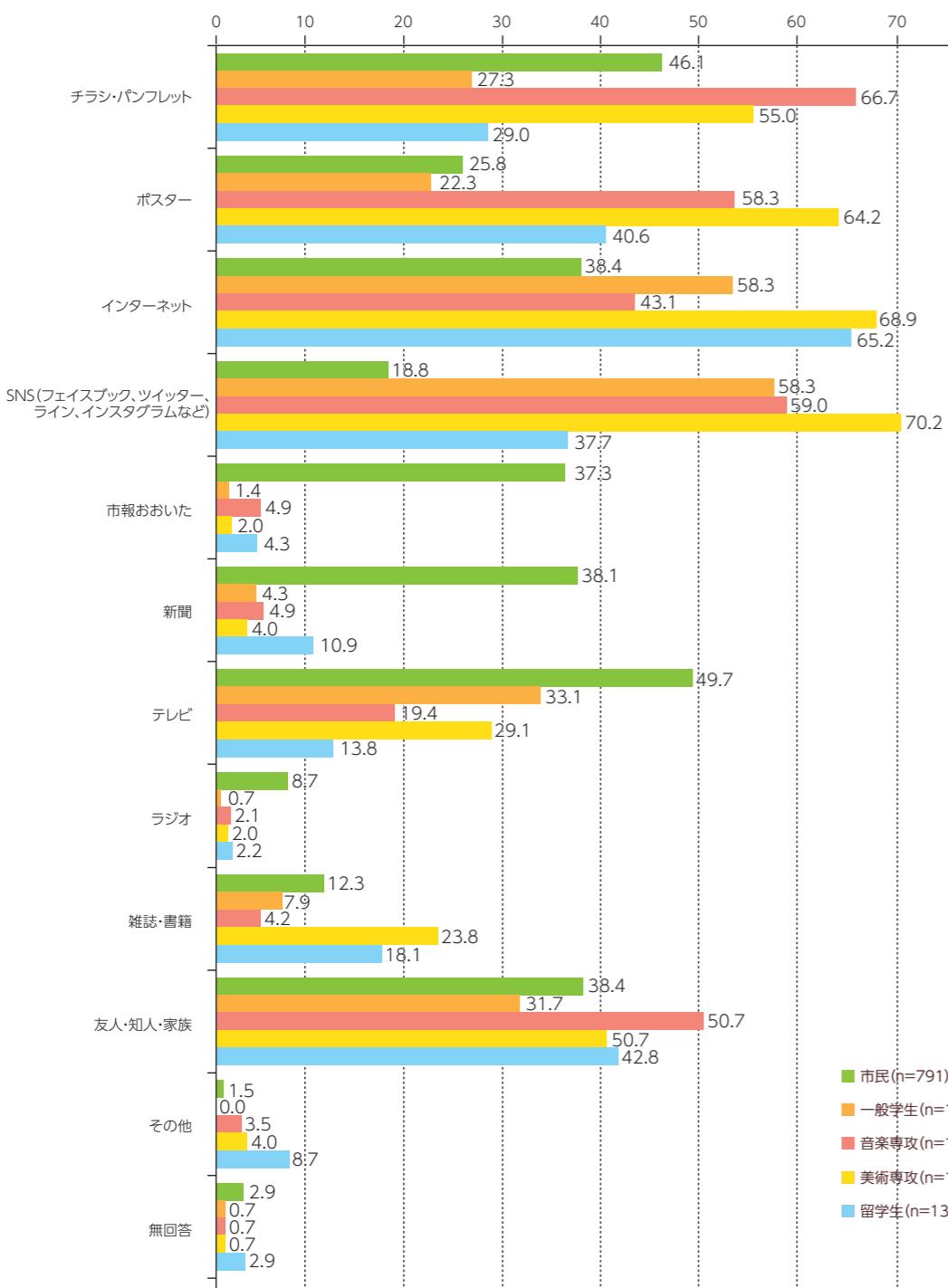
《活動》



資料編 大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

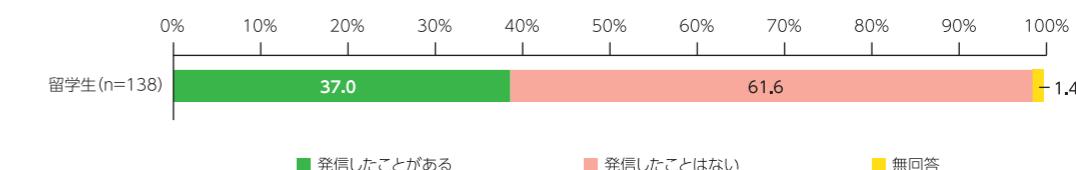
4 文化・芸術に関する情報について

文化・芸術に関する情報の入手方法は、市民アンケートでは「テレビ」と「チラシ・パンフレット」が多くなっていますが、一般学生や専門学生（美術・音楽）、留学生では、「SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど）」や「インターネット」が多くなっています。



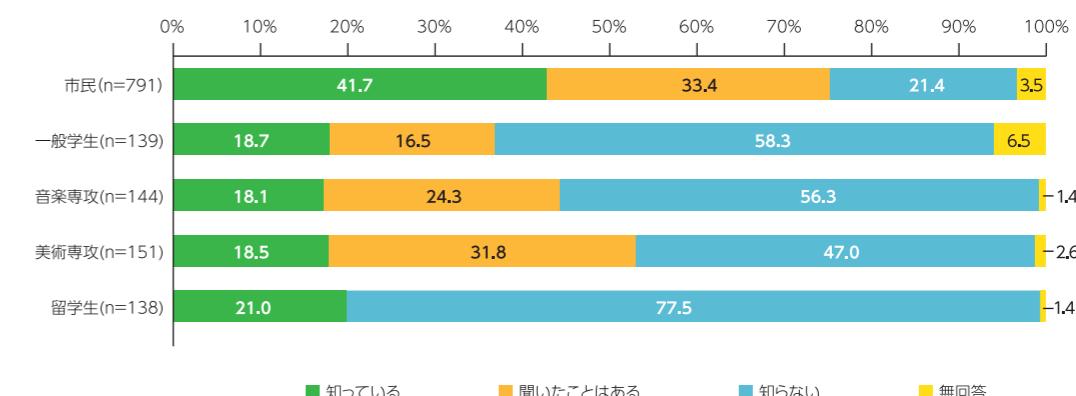
5 大分市の祭りや観光名所、景観、建築物などをSNS（フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなど）で発信

約3人に1人強の留学生が、SNSで大分市に関する情報を発信した経験を持っています。



6 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、市民では知っている人が4割強いますが、学生や留学生では2割前後にとどまっています。



(注)留学生には「聞いたことはある」とい選択肢は提示していない。

大分市文化・芸術に関するアンケート調査結果の詳細につきましては、こちらからホームページをご覧ください。



市民アンケート
調査結果



文化・芸術団体アンケート
調査結果



学生アンケート
調査結果

2 第2次大分市文化・芸術振興計画 策定経過

令和元年8月30日	第1回策定委員会、委嘱状交付式
	○委員長、副委員長の選出
	○第2次計画策定の背景
	○大分市文化・芸術に関するアンケート調査の検討
11月～12月	大分市文化・芸術に関するアンケート調査の実施 (市民向け、文化・芸術団体向け、学生向け)
令和2年2月28日	第2回策定委員会
	○大分市文化・芸術に関するアンケート調査の結果報告
	○第2次計画の方向性の検討
7月2日	第3回策定委員会
	○第2次計画の基本理念の検討
	○第2次計画の骨子の検討
10月15日	第4回策定委員会
	○第2次計画素案の検討
	○第2次計画の重点プロジェクトの検討
11月16日	市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施（～12月15日）
	○意見提出者数：3名
	○意見件数：7件
令和3年2月12日	第5回策定委員会
	○市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果報告
	○第2次計画案の検討
3月4日	第2次計画案を市長へ報告
3月29日	第2次大分市文化・芸術振興計画 おおいた文化・芸術推進プラン2024の策定

第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 委員名簿

※敬称略、順不同	
氏 名	団体・役職
委員長 根之木 英二	別府大学 特任教授
副委員長 大津 祐司	大分県立先哲史料館 館長
伊藤 京子	公益財団法人アルゲリッチ芸術振興財団 副理事長
大久保 佳奈子	公募委員
後藤 智江	後藤智江モダンダンススタジオ 主宰
高橋 幹雄	大分市観光協会 副会長
松村 紅実子	公募委員
三浦 宏樹	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 アドバイザー
村上 和子	社会福祉法人シンフォニー 理事長
佐藤 雅昭	大分市教育部長
菅 章	大分市美術館長
伊藤 英樹 (江藤 郁)	大分市企画部長

資料編 第2次大分市文化・芸術振興計画 策定経過

第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条

第2次大分市文化・芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、第2次大分市文化・芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条

1 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が参画依頼し、又は任命する。

(1) 識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条

委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条

1 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

1 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報償金等)

第7条

委員（第3条第2項第5号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これ支払うことができる。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、企画部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。（大分市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱の廃止）

2 大分市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱（平成 25 年 5 月 8 日施行）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 文化芸術基本法

3 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号) 改正 平成二十九年六月二十三日

目次

前文

第一章 総則（第一条一第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条一第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

（前文）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるよう基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にすることを包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

資料編 文化芸術基本法

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

資料編 文化芸術基本法

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

資料編 文化芸術基本法

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。
2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

資料編 文化芸術基本法

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項

を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行

政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料編 大分市の主な文化・芸術関連施設

大分地区

ホルトホール大分
コンパルホール
平和市民公園能楽堂
大分市美術館
アートプラザ
南蛮 BVNGO 交流館
祝祭の広場



大分中央公民館
大分東部公民館
大分西部公民館
大分南部公民館
南大分公民館

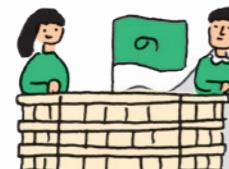


大分県立美術館
大分県立総合文化センター
おおいた障がい者芸術文化支援センター
大分県立埋蔵文化財センター
大分県立先哲史料館



植田地区

大分市歴史資料館
大分市埋蔵文化財保存活用センター
植田公民館



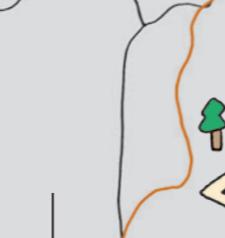
野津原地区

のつはる天空広場
ななせアートスタジオ
(旧野津原中部小学校)
野津原公民館



明野地区

明治明野公民館



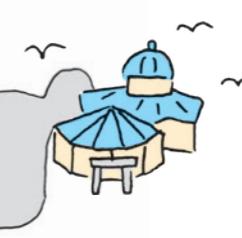
大在地区

大在公民館



坂ノ市地区

海部古墳資料館
坂ノ市公民館



佐賀関地区

おおじゅうきアートスタジオ
(旧大志生木小学校)
関崎海星館
佐賀関公民館

鶴崎地区

毛利空桑記念館
鶴崎公民館



大南地区

帆足本家酒造蔵
河原内陶芸樂習館
大南公民館

冊子デザイン

米村知倫 (Yone) 氏 (イラストレーター)

大分市在住。大学で建築を学び、建築表現の延長としてイラストを描き始める。アイソメトリック(立体製図)、
俯瞰図、地図など空間を説明するイラストレーションを数多く手掛ける。平成30年に開催された「第33回国
民文化祭・おおいた大会」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のビジュアルを担当。

第2次大分市文化・芸術振興計画
おおいた文化・芸術推進プラン2024

発行：大分市企画部文化振興課
